

法科大学院改革の取組状況等について

1. 法科大学院改革の取組状況について

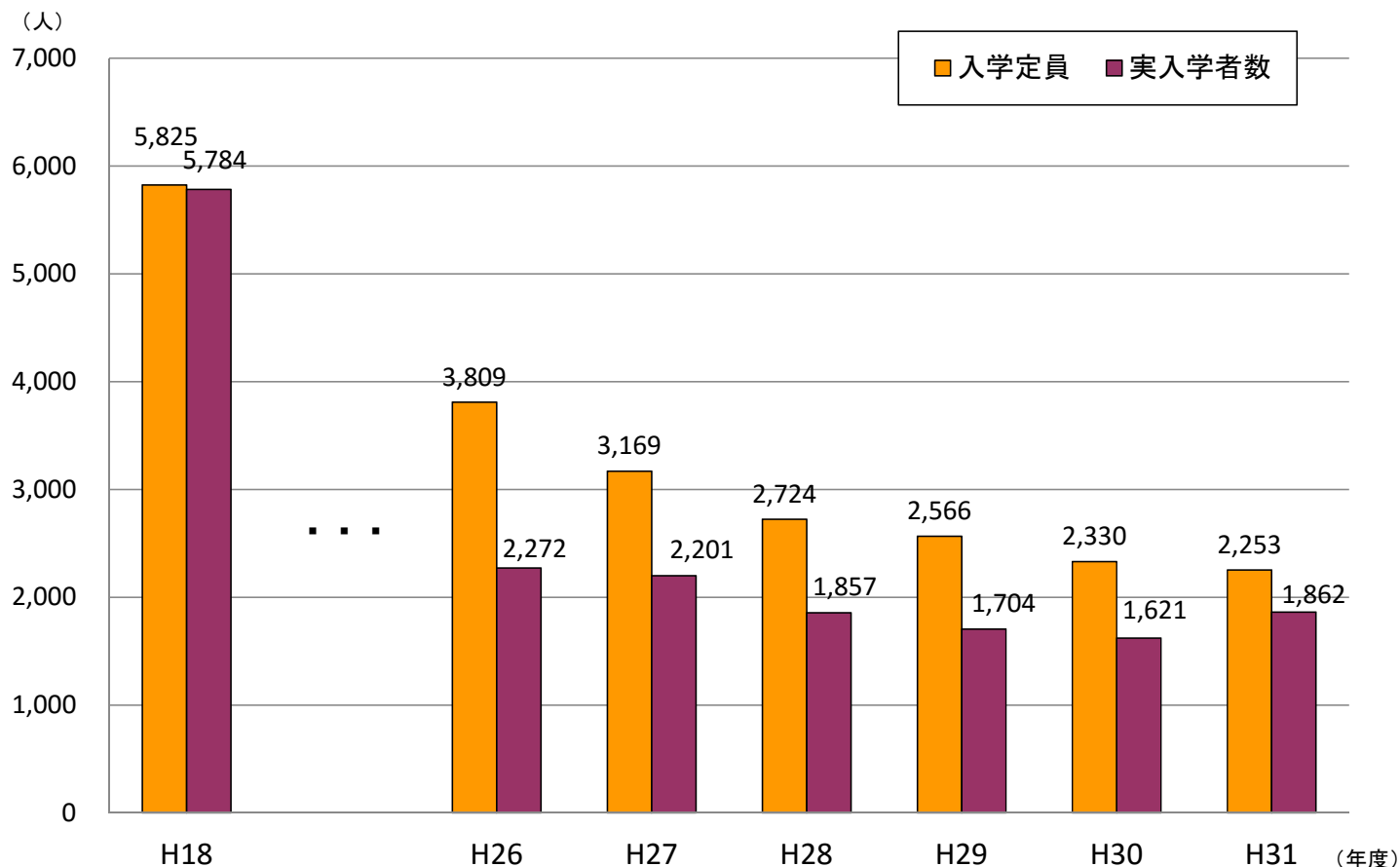
法科大学院における平成31年度の入学者選抜の状況

(平成31年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

| | 入学定員 | 志願者数 | 受験者数 | 合格者数 | 競争倍率 [*] (受験者数/ 合格者数) | 入学者数 | 入学定員 充足率 (入学者数/ 入学定員) |
|----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 平成 31 年度 | 2,253人 | 9,117人 | 8,090人 | 3,627人 | 2.23 | 1,862人 | 0.83 |
| 〔平成30年度と 平成31年度の 比較〕 | 〔▲77人 (▲3.3%)〕 | 〔+1,059人 (+13.1%)〕 | 〔+832人 (+11.5%)〕 | 〔+106人 (+3.0%)〕 | 〔+0.17〕 | 〔+241人 (+14.9%)〕 | 〔+0.13〕 |
| 平成 30 年度 | 2,330人 | 8,058人 | 7,258人 | 3,521人 | 2.06 | 1,621人 | 0.70 |
| ピーク時 | 5,825人 (平成17年度) | 72,800人 (平成16年度) | 40,810人 (平成16年度) | 10,006人 (平成18年度) | 4.44 (平成16年度) | 5,784人 (平成18年度) | 1.03 (平成16年度) |
| 〔ピーク時と 平成31年度の 比較〕 | 〔▲3,572人 (▲61.3%)〕 | 〔▲63,683人 (▲87.5%)〕 | 〔▲32,720人 (▲80.2%)〕 | 〔▲6,379人 (▲63.8%)〕 | 〔▲2.21〕 | 〔▲3,922人 (▲67.8%)〕 | 〔▲0.21〕 |

* 文部科学省では、「競争倍率2倍」を客観指標として、認証評価において利用を促す等の取組を行っている。今年度入学者選抜を行った法科大学院36校を個別にみると、競争倍率2倍以上の法科大学院が32校で横ばい、1.5倍未満の法科大学院が2校から0校に減少しており、競争倍率が2倍を下回っていた法科大学院において引き続き改善がみられる。

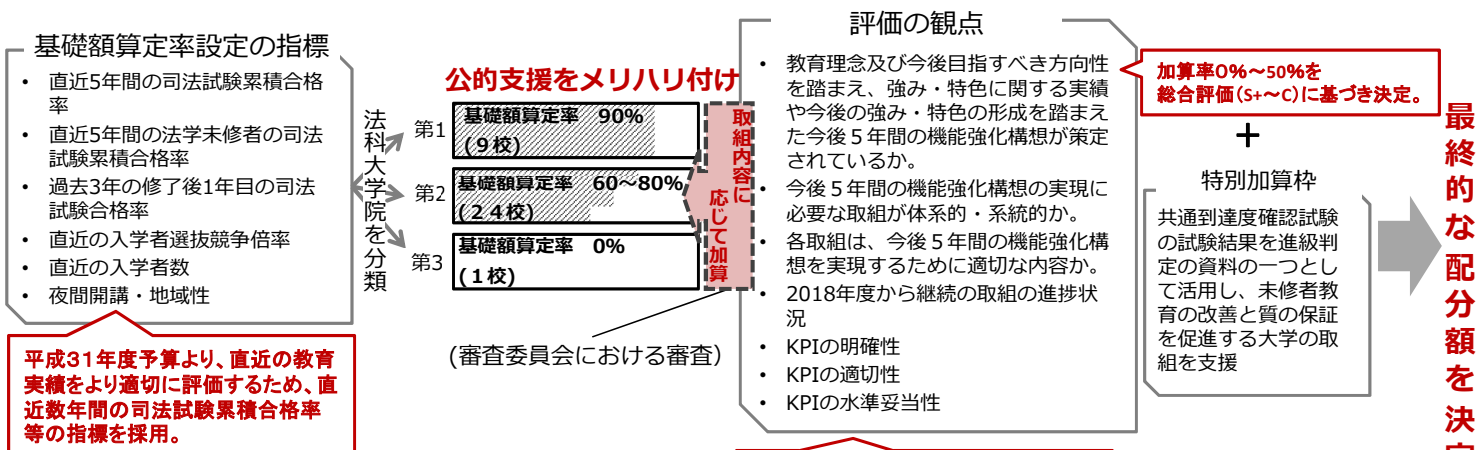
○ 法科大学院の入学定員及び入学者数の推移



* 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）においては、司法試験合格者は、1,500人を下回らないこととされており、これを基に文部科学省において、目指すべき法科大学院の定員規模を2,500人程度と設定

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定（平成31年度予算での基礎額の類型については11月9日（金）に公表）するとともに、各法科大学院から提案された今後5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算額を設定するもの。
- 今般、加算額について「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会」（主査佐々木毅公益財団法人明るい選挙推進協会会長）で、各法科大学院から提案された取組についての審査を行い、最終的な配分率を決定。



※予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外。
 ※国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）は対象外。

認証評価の厳格化

- 各法科大学院は学校教育法上の規定に基づき、**認証評価を5年以内ごとに受審すること**とされている。
- 現在、**法科大学院の認証評価は大学改革支援・学位授与機構、日弁連法務研究財団、大学基準協会の3機関において実施**されており、各機関が**文部科学省令に基づき大学評価基準を定めている**。
- 平成27年3月、文部科学省令を改正し、入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率という**客観的指標を評価基準として活用し、認証評価基準への適合・不適合の判定の厳格化**を図ることとした。
- 平成28年1月までに上記3機関はそれぞれの認証評価基準を改正しており、**平成28年度からの認証評価においては新基準のもと判定**が行われている。(平成32年度までに全法科大学院が新しい基準による評価を受審終了予定)

大学評価基準の改正例

◆司法試験合格率：大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準の例（H27.6改正）

【1-1教育の理念及び目標 1-1-2重点基準(教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。)解釈指針1-1-2-2】
次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情等を勘案し、判断するものとする。

- (1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する**司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。**
- (2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、**当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。**

◆入学者選抜における競争倍率：日弁連法務研究財団の大学評価基準の例（H27.12改正）【2-1入学者選抜 3. 解説】

入学者選抜試験の受験者数が入学定員を下回る場合、**競争倍率(受験者数÷合格者数)が2倍を下回る場合などには、「法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」を選抜するよう特に慎重な配慮、取り組みが要求される。**

◆入学定員充足率：大学基準協会の大学評価基準の例（H27.11改正）【4. 学生の受け入れ 定員管理、留意事項(1)】

- ・**入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ過度(10%以上)の超過、又は過度(50%以上)の不足となっていないこと。**
- ・**入学者数が、10名未満となっていないこと。**

文部科学省としては、各認証評価機関において、厳格化された新基準に基づき認証評価が公正かつ適確に実施されることを確保するべく、各機関における新基準の運用状況を注視していく。

法科大学院教育状況調査

- 文部科学省では、**入学者選抜における競争倍率(目安:2倍)、入学定員充足率(目安:50%)／入学者数(目安:10名)、司法試験合格率(目安:全国平均の半分)**という**客観的指標**を示し、認証評価での活用を促している。
- これらの**客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して、教育の実施状況等を調査**した。
- 実施に際しては、中央教育審議会 法科大学院等特別委員会の協力のもと、文部科学省において行った。

調査手順の概要

- ① **客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して書面調査**を実施(平成29年11月)
- ② **書面調査結果を踏まえ、更なる調査が必要と認められる法科大学院に対し、改善に向けた助言を行うこと**を目的として**ヒアリング調査**を実施(平成29年12月)
- ③ **ヒアリング調査結果を踏まえ、更なる調査・助言が必要と認められる法科大学院に対し、改善に向けてより適切な助言を行うこと**を目的として**実地調査**を実施(平成30年1月)

調査結果の概要

◆多くの法科大学院が改善に向けた取組に着手している

多くの法科大学院において、前年度調査において指摘された課題への対応や客観的指標に関する課題についての原因分析及び自己評価が行われ、それらに基づき改善へ向けた取組に着手していることが確認できた。一方で、一部の法科大学院において、指摘された課題への対応や、客観的指標に関する課題についての原因分析及び自己評価が十分に行われていないことが確認され、当該法科大学院に対しては、各調査を通じて改善に向けた助言を行った。

◆組織的に改善に向けて取り組むことが必要

複数の法科大学院において、個々の教員による課題の改善に向けた取組が行われているにとどまり、組織全体としての取組みになっておらず、改善状況も進んでいない状況が確認された。課題の改善に向けた取組を効果的に行うため、個々の教員の取組にとどまらず、法科大学院長等の責任者の主導の下に、学長を始め大学執行部の支援も得て、法科大学院全体として組織的に改善に取り組むことが期待される。

共通到達度確認試験

- 共通到達度確認試験は、各法科大学院が共通して**客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。**
- 現在、平成31年度の本格実施に向けて、運営を担う大学(東京大学、一橋大学、京都大学(平成28年度から神戸大学を追加))を中心に試行が進められており、平成31年3月に5回目の試行試験を実施。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第1回試行のポイント

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
 - ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題
 - ◆ 57校の484名の学生が受験(対象811名)
 - ◆ 最高点・最低点・平均点、得点分布表、設問ごとの正解・正答率の一覧等のデータを公表
- ※法科大学院で共通して学修することが必要な内容・水準を示すものとして2010年策定。

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

第2回試行のポイント(第1回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、**2年次学生(未修者・既修者)も対象**)
- ◆ 各学年とも共通の問題(科目:憲法・民法・刑法)を用いて実施
- ◆ 60校の1,153名の学生が受験(対象3,139名)
- ◆ 受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集

【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

第3回試行のポイント(第2回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の**4科目を追加**(2年次学生(未修者・既修者)が対象)
- ◆ **1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせる実施**(科目:憲法・民法・刑法)
- ◆ 学年別問題を使用することで学修の成果をより効果的に把握することが可能かどうかを検証

【第4回試行(H30.3.15)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第4回試行のポイント(第3回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 第3回試行試験の結果を踏まえ、**1年次学生と2年次学生で共通の問題で実施**(科目:憲法・民法・刑法)

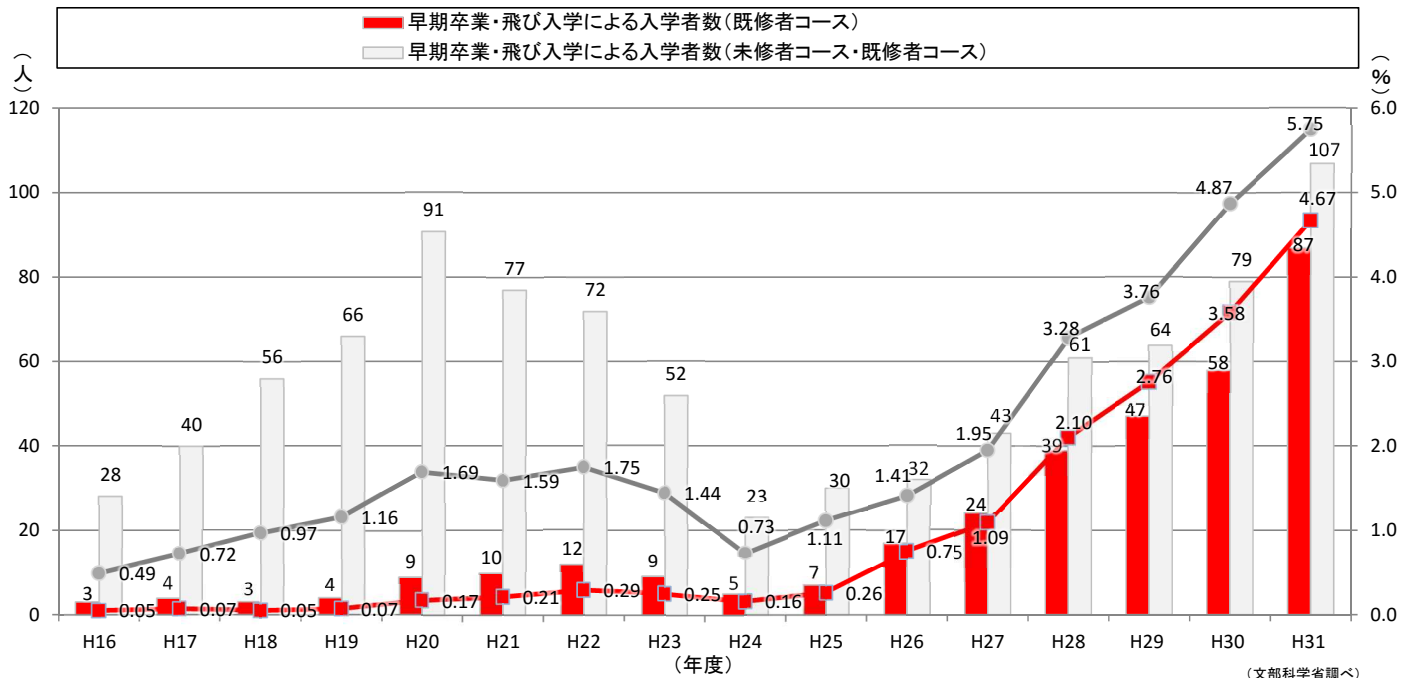
【第5回試行(H31.3.14)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

平成31年度から本格実施

早期卒業・飛び入学制度を活用した入学者数

- 早期卒業・飛び入学制度を利用した既修者コースへの入学者数は平成24年度以降一貫して増加しており、**平成31年度には87名が早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースへ入学している。**

| | 早期卒業・飛び入学による入学者数 (当該年度の入学者数全体に占める割合) | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 既修者(人) | 3 | 4 | 3 | 4 | 9 | 10 | 12 | 9 | 5 | 7 | 17 | 24 | 39 | 47 | 58 | 87 |
| | (0.05%) | (0.07%) | (0.05%) | (0.07%) | (0.17%) | (0.21%) | (0.29%) | (0.25%) | (0.16%) | (0.26%) | (0.75%) | (1.09%) | (2.10%) | (2.76%) | (3.58%) | (4.67%) |
| 合計(人) | 28 | 40 | 56 | 66 | 91 | 77 | 72 | 52 | 23 | 30 | 32 | 43 | 61 | 64 | 79 | 107 |
| ※ 未修者・既修者 | (0.49%) | (0.72%) | (0.97%) | (1.16%) | (1.69%) | (1.59%) | (1.75%) | (1.44%) | (0.73%) | (1.11%) | (1.41%) | (1.95%) | (3.28%) | (3.76%) | (4.87%) | (5.75%) |



早期卒業・飛び入学制度の状況

- 早期卒業・飛び入学制度を活用して入学した学生の司法試験合格率(※)は、**64.3%**であり、法科大学院修了者全体の司法試験合格率よりも高くなっている。
- 早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースに入学した学生の法科大学院修了後1年目の司法試験合格率(※)は、**56.5%**であり、既修者コース修了者全体の修了後1年目の司法試験合格率よりも高くなっている。

※平成17～29年度修了者の司法試験合格率

司法試験合格状況について

| | 平成17～29年度修了者の司法試験合格状況 | | | うち早期卒業・飛び入学により入学した者の司法試験合格状況 | | |
|--------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------------------------|-----------------------|--------------|
| | 修了者数[人] (全体に占める割合) | 合格者数[人] (全体に占める割合) | 合格率 | 修了者数[人] (全体に占める割合) | 合格者数[人] (全体に占める割合) | 合格率 |
| 未修者コース | 22,203 (49.9%) | 7,594 (34.2%) | 34.2% | 457 (1.0%) | 288 (1.3%) | 63.0% |
| 既修者コース | 22,254 (50.1%) | 14,585 (65.8%) | 65.5% | 131 (0.3%) | 90 (0.4%) | 68.7% |
| 計 | 44,457 (100%) | 22,179 (100%) | 49.9% | 588 (1.3%) | 378 (1.7%) | 64.3% |

(参考:法科大学院修了後1年目の司法試験合格状況について)

| | 平成17～29年度修了者における法科大学院修了後1年目の司法試験合格状況 | | | うち早期卒業・飛び入学により入学した者の司法試験合格状況 | | |
|--------|--------------------------------------|-----------------------|--------------|------------------------------|-----------------------|--------------|
| | 修了者数[人] (全体に占める割合) | 合格者数[人] (全体に占める割合) | 合格率 | 修了者数[人] (全体に占める割合) | 合格者数[人] (全体に占める割合) | 合格率 |
| 未修者コース | 22,203 (49.9%) | 3,676 (27.6%) | 16.6% | 457 (1.0%) | 194 (1.5%) | 42.5% |
| 既修者コース | 22,254 (50.1%) | 9,655 (72.4%) | 43.4% | 131 (0.3%) | 74 (0.5%) | 56.5% |
| 計 | 44,457 (100%) | 13,331 (100%) | 30.0% | 588 (1.3%) | 268 (2.0%) | 45.6% |

(文部科学省調べ) 8

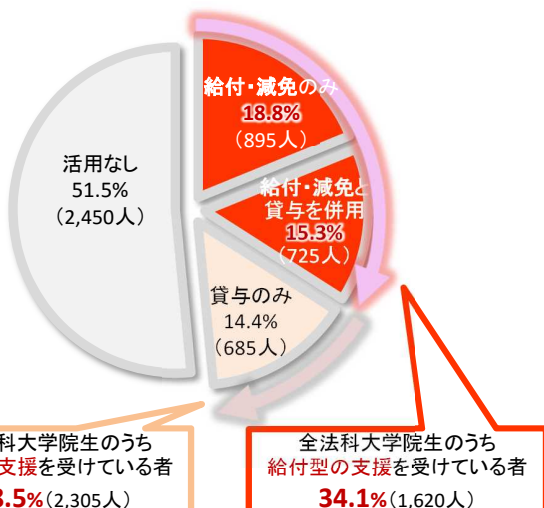
法科大学院における経済的支援の充実

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約97.6万円(※1)となっており、こうした経済的負担軽減のため、日本学生支援機構による奨学金に加え、各大学において多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 法科大学院生が活用している経済的支援の**約6割**は**各大学独自の制度**によるものとなっている。
- **約3.5割**の法科大学院生が各大学が独自に設けている**給付型の支援**(※2)を受けている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、**有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円**となっている。

※1 平成30年度入学者選抜を行っている大学の平均

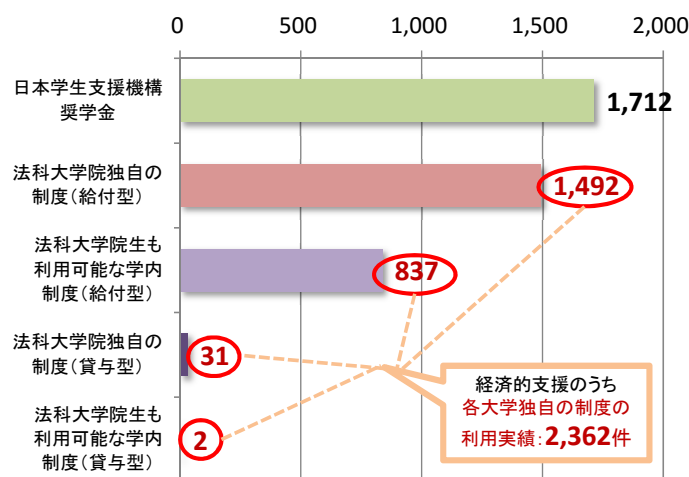
※2 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院生における奨学金等の活用割合(平成29年度)



法科大学院生：4,755人(平成29年度在籍者総数)

法科大学院生による経済的支援の利用実績(平成29年度)



総利用件数：4,074件

※複数の経済的支援を受けることも可能

※文部科学省調査

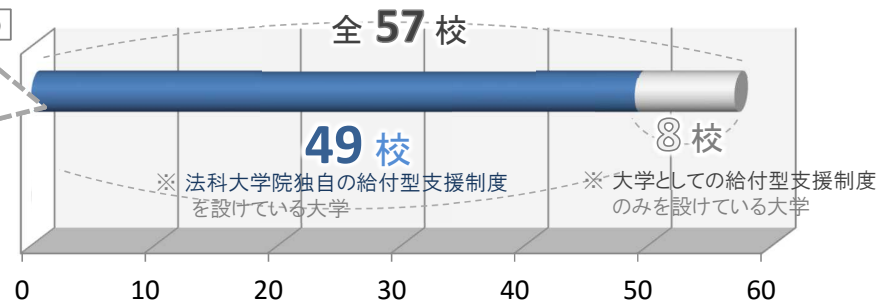
各大学における経済的支援について

- **大半(86%)の法科大学院が独自の給付型の支援制度**を設けている。
- 大学全体としての制度を含めると、**全ての法科大学院(57校)**において**給付型の支援制度**が設けられている。

※ 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院独自の経済的支援制度(49校/57校中)

- うち給付型奨学金を設けている(i) **40校(約70%)**
- うち減免制度を設けている(ii) **19校(約33%)**
- うち貸与型(無利子)制度を設けている 8校(約14%)
- うち貸与型(有利子)制度を設けている 2校(約4%)



※ 複数の経済的支援制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は49校とはならない。

(i) 法科大学院独自の給付型奨学金(40校)

- ・19校(全体の3割)が**100万円以上**を給付する制度
- ・31校(全体の5割)が**年間授業料相当額**を給付する制度を設けている。

| | |
|----------------|-----|
| 100万円以上 | 19校 |
| 50万円以上100万円未満 | 28校 |
| 30万円以上 50万円未満 | 19校 |
| 10万円以上 30万円未満 | 8校 |
| 10万円未満 (年額) | 0校 |

※ 複数の給付型奨学金を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は40校とはならない。

(ii) 法科大学院独自の減免制度(19校)

- ・19校(全体の3割)が**授業料全額**を減免する制度を設けている。

| | |
|--------------|------------|
| 入学金 | 3校 |
| 授業料全額 | 19校 |
| 授業料半額(半期分含む) | 9校 |
| 授業料半額以下 | 6校 |
| その他(施設費のみ等) | 3校 |

※ 複数の減免制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は19校とはならない。

<大学独自の経済的支援の実績(平成29年度)>

年間授業料の半額又は全額について、**免除又は相当額の給付**を受けた学生は**1,437人**に達する。(学生総数 4,755人)

そのうち、**年間授業料の全額**について、**免除又は相当額の給付**を受けた学生は、少なくとも**442人**。

(文部科学省調査) 10

日本学生支援機構による奨学金(法科大学院生)

| | 無利子奨学金 | 有利子奨学金 |
|--|---|--|
| 学力基準 (大学の推薦による) | 成績が特に優れた学生 | 学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生 |
| 家計基準 配偶者の収入を含む 本人の収入金額合計 (※1) | 299万円以下 (389万円以下※2) | 536万円以下 |
| 平均貸与額 (年間) | 92万円 月額5・8.8万円から選択 | 148万円 月額5・8・10・13・15・19・22万円から選択 (19・22万円は法科大学院生のみ) |
| 返還期間 | 最長20年間 卒業後低収入(給与所得の場合300万円以下)の場合は返還期限を猶予 | |
| 貸与人員 | 無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与: 323人 無利子奨学金のみ貸与: 945人 有利子奨学金のみ貸与: 83人 | |
| その他 | 【成績優秀者の返還免除制度】 ・貸与終了者のうち 3割が対象 ・免除対象となった者: 243人 (平成29年度) | 【入学時特別増額貸与奨学金】 入学直後の貸与月額に増額可能 (10・20・30・40・50万円から学生が選択) |

(平成29年度実績)

※1「本人の収入」…定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額

貸与基準を満たす希望者全員に貸与

※2 特別な事情がある等により認められる場合

法科大学院教育におけるICTの活用について

○地方在住者や、働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及の促進に向けた取組を実施。

①平成27年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究(中央大学に委託して実施)

<調査概要>

- ◆ 遠隔授業システムを用いた地方の法科大学院への授業配信(サテライト形式)や、タブレット端末を利用した受講や、オンデマンド形式を組み込んだ授業を実施。
- ◆ 授業配信によるサテライト形式の授業及びオンデマンド形式による授業は概ね好評価であった。
- ◆ 大規模かつ双方向・多方向型の授業及び小規模かつゼミ形式の授業では概ね好評価であった。
- ◆ ICTを活用した授業の水準向上のため、以下のような課題が指摘された。
 - － 授業内容を事前提示するなどの授業運営の工夫や、質問等をweb上で可能とするなど、学修環境の整備が必要。
 - － 教育水準維持のための設備面・技術面のコスト確保や、授業を担当する教員のスキル向上が必要。

②平成28年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究協力者会議

- ◆ 法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹を取得するための途の確保や、地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上、実務家等のキャリアアップの機会の確保を目的に、法科大学院教育におけるメディア授業の本格的な普及を促進することについて検討。
- ◆ 主な検討結果
 - － 専門職大学院設置基準第8条2項に規定される「教育効果要件*」など関係法令への適合性判断に関する一定の指針を示すことにより、解釈を明確化
 - * 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている
 - － 最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

③各法科大学院の取組事例 ※平成30年度公的支援見直し・加算プログラムで加算対象となった取組

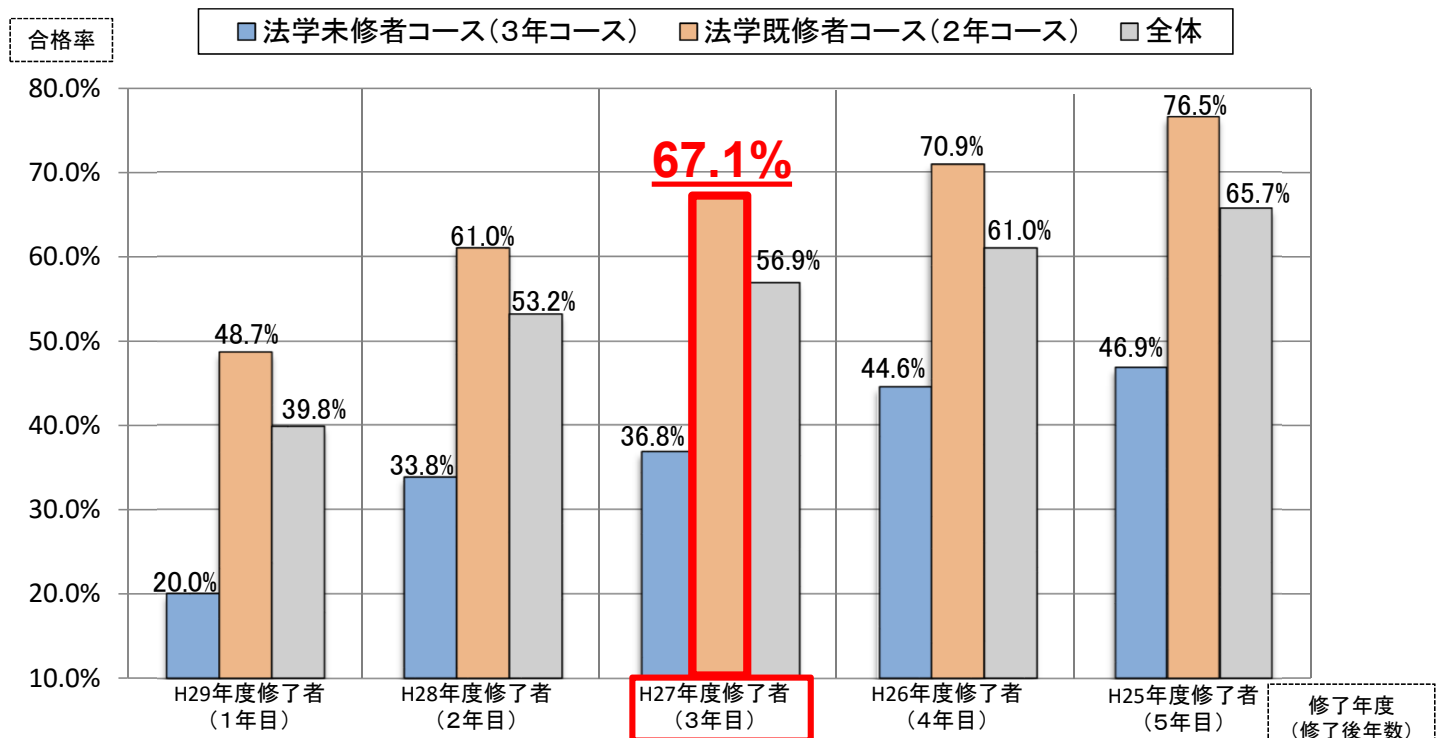
<特に優れた取組>

- ◆筑波大学 社会人学生が授業にアクセスしようとする際の場所的・時間的障害の解消に加え、物理的に移動することなく他大学の特色ある科目を受講できる機会を提供することを目的としてICTを通じた遠隔授業を実施
- <優れた取組> ◆中央大学 ICTを活用した教育コンテンツの提供 ◆甲南大学 ICTを活用した「テレビ会議方式」授業を実施

直近の修了年度別司法試験累積合格率

法学既修コース修了者 ■ は修了後3年目で累積合格率約7割

法学未修コース修了者 ■ は修了後5年目で累積合格率約5割

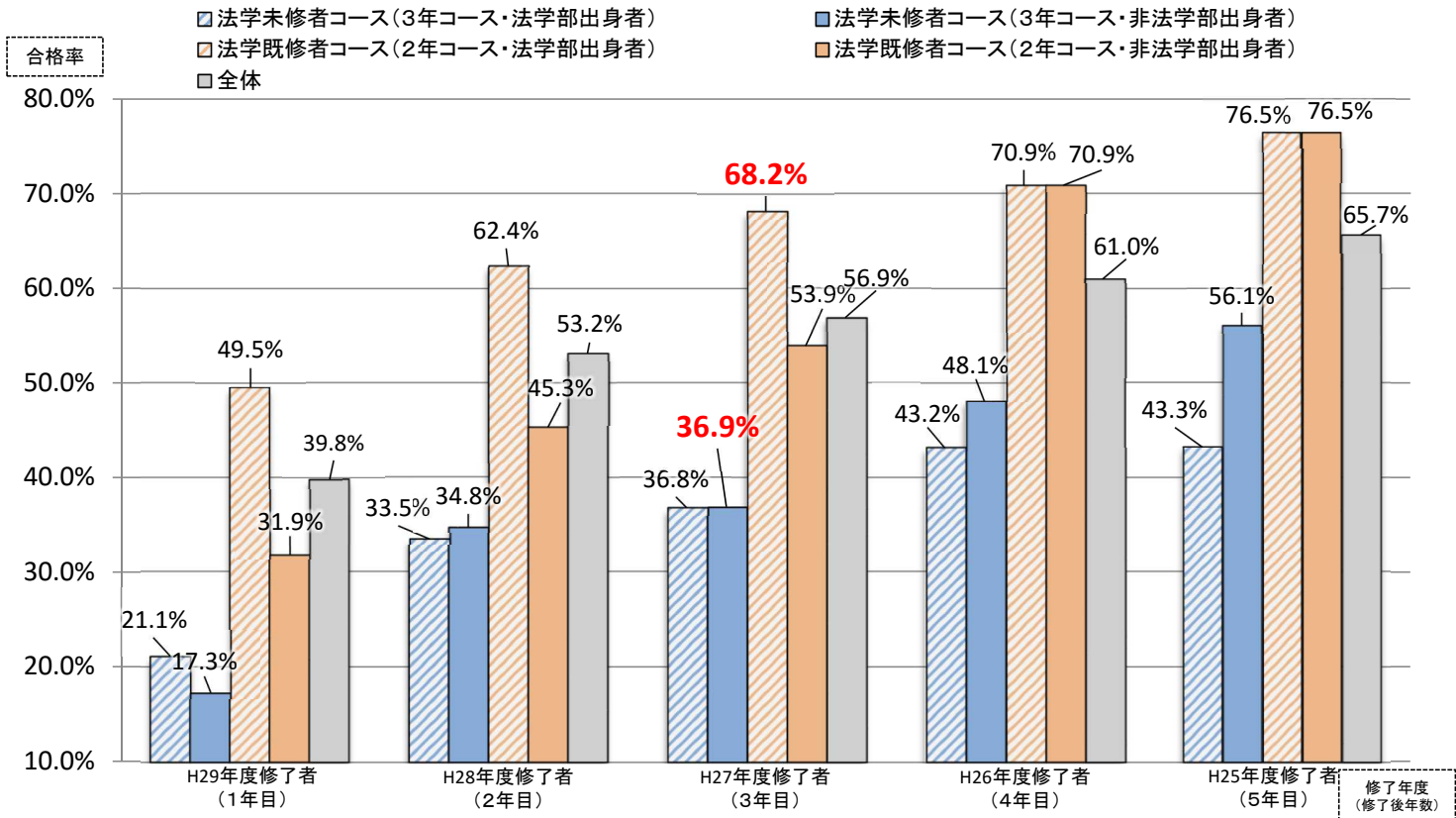


※ 募集停止・廃止校を除く36校を対象として、平成30年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成30年9月時点)

※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

直近の修了年度別司法試験累積合格率(法学・非法学部別)

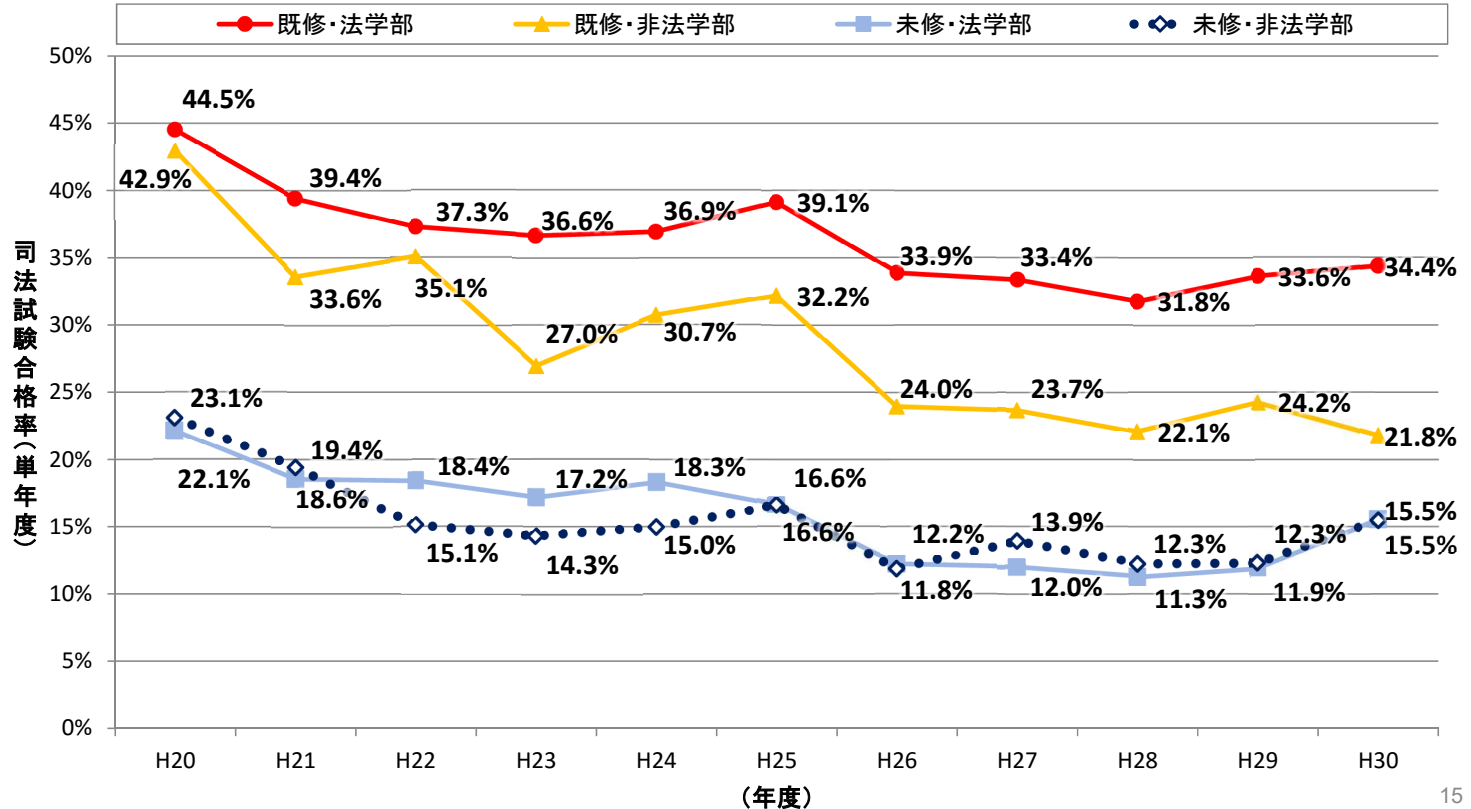
法学既修コース修了者(うち法学部出身者) (斜線) は修了後3年目で累積合格率**約7割**
法学未修コース修了者(法学部・非法学部出身者) (点線) は修了後5年目で累積合格率**約5割**
法学未修コース修了者(うち非法学部出身者) (平線) は修了後3年目で累積合格率**約4割**



※ 募集停止・廃止校を除く36校を対象として、平成30年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成30年9月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験受験者数を用いて算出している。

既修・未修、法学部・非法学部別 司法試験合格率の推移

- ・ 法学既修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も高い。
 - ・ 近年、法学未修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も低い。
- ※ 平成30年司法試験受験者(法科大学院修了資格)に占める割合
 法学既修コース修了 法学部 47.2% 法学未修コース修了 法学部 33.9%
 非法学部 5.0% 非法学部 13.9%



独立研究科・非独立研究科別法科大学院一覧

【非独立研究科】

| 設置者種別 | 大学名 | 研究科名 | 専攻名 | 定員 | 備考 |
|-------|--------|----------|----------|------|----|
| 国立 | 北海道大学 | 法学研究科 | 法律実務専攻 | 50名 | |
| 国立 | 東北大学 | 法学研究科 | 総合法制専攻 | 50名 | |
| 国立 | 東京大学 | 法学政治学研究所 | 法曹養成専攻 | 230名 | |
| 国立 | 一橋大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 85名 | |
| 国立 | 名古屋大学 | 法学研究科 | 実務法曹養成専攻 | 50名 | |
| 国立 | 京都大学 | 法学研究科 | 法曹養成専攻 | 160名 | |
| 国立 | 神戸大学 | 法学研究科 | 実務法律専攻 | 80名 | |
| 国立 | 九州大学 | 法務学府 | 実務法学専攻 | 45名 | |
| 公立 | 大阪市立大学 | 法学研究科 | 法曹養成専攻 | 30名 | |
| 私立 | 上智大学 | 法学研究科 | 法曹養成専攻 | 40名 | |

【独立研究科】

| 設置者種別 | 大学名 | 研究科名 | 専攻名 | 定員 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|--------|-----|---------|
| 国立 | 筑波大学 | ビジネス科学研究科 | 法曹専攻 | 36名 | |
| 国立 | 千葉大学 | 専門法務研究科 | 法務専攻 | 40名 | |
| 国立 | 横浜国立大学○ | 国際社会科学府 | 法曹実務専攻 | 25名 | 学生募集停止※ |
| 国立 | 新潟大学 | 実務法学研究科 | 実務法学専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 金沢大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 15名 | |
| 国立 | 信州大学 | 法曹法務研究科 | 法曹法務専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 静岡大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 大阪大学 | 高等司法研究科 | 法務専攻 | 80名 | |
| 国立 | 鳥取大学 | 法学研究科 | 法曹養成専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 岡山大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 24名 | |
| 国立 | 広島大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 20名 | |
| 国立 | 香川大学・愛媛大学 | 連合法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 熊本大学 | 法曹養成研究科 | 法曹養成専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 鹿児島大学 | 司法政策研究科 | 法曹実務専攻 | - | 廃止 |
| 国立 | 琉球大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 16名 | |
| 公立 | 首都大学東京○ | 法学政治学研究所 | 法曹養成専攻 | 40名 | |
| 私立 | 北海学園大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 東北学院大学 | 法学研究科 | 法実務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 白鷲大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 大宮法科大学院大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 獨協大学 | 法学研究科 | 法曹実務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 駿河台大学 | 法学研究科 | 法曹実務専攻 | - | 廃止 |

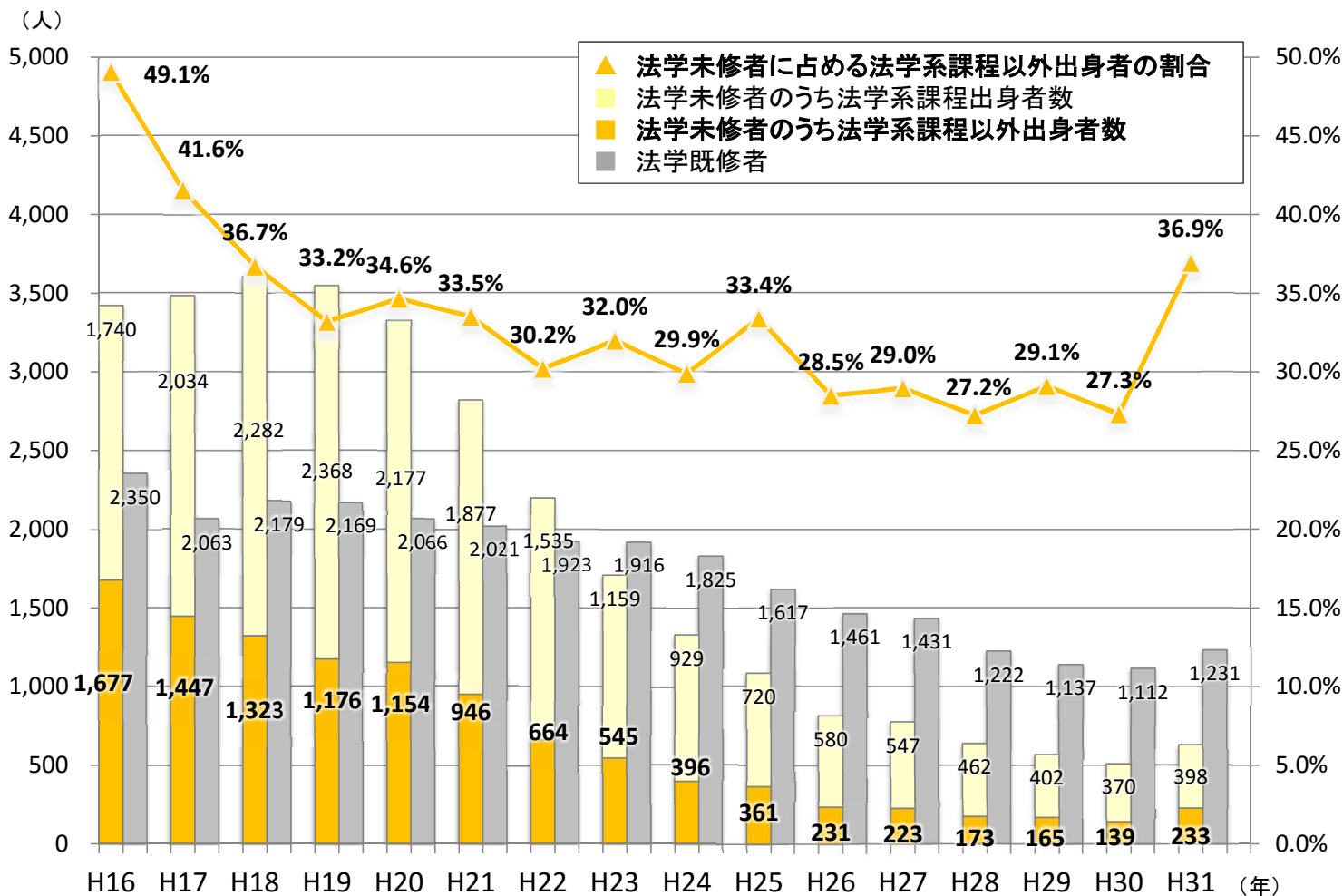
| 設置者種別 | 大学名 | 研究科名 | 専攻名 | 定員 | 備考 |
|-------|--------|---------|---------|------|--------|
| 私立 | 青山学院大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 学習院大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 30名 | |
| 私立 | 慶應義塾大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 220名 | |
| 私立 | 國學院大学 | 法務研究科 | 法務職専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 駒澤大学 | 法曹養成研究科 | 法曹養成専攻 | 36名 | |
| 私立 | 成蹊大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 専修大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 28名 | |
| 私立 | 創価大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 28名 | |
| 私立 | 大東文化大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 東海大学 | 実務法学研究科 | 実務法律学専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 東洋大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 中央大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 200名 | |
| 私立 | 日本大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 60名 | |
| 私立 | 法政大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 30名 | |
| 私立 | 明治大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 40名 | |
| 私立 | 明治学院大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 立教大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 早稲田大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 200名 | |
| 私立 | 神奈川大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 関東学院大学 | 法務研究科 | 実務法学専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 桐蔭横浜大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 山梨学院大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |

| 設置者種別 | 大学名 | 研究科名 | 専攻名 | 定員 | 備考 |
|-------|--------|---------|--------|-----|---------|
| 私立 | 愛知大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 20名 | |
| 私立 | 愛知学院大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 中京大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 南山大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 20名 | |
| 私立 | 名城大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 京都産業大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 学生募集停止 |
| 私立 | 同志社大学 | 司法研究科 | 法務専攻 | 70名 | |
| 私立 | 立命館大学 | 法務研究科 | 法曹養成専攻 | 70名 | |
| 私立 | 龍谷大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 大阪学院大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 関西大学 | 法務研究科 | 法曹養成専攻 | 40名 | |
| 私立 | 近畿大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | 20名 | 学生募集停止※ |
| 私立 | 関西学院大学 | 司法研究科 | 法務専攻 | 30名 | |
| 私立 | 甲南大学 | 法学研究科 | 法務専攻 | 20名 | 学生募集停止※ |
| 私立 | 神戸学院大学 | 実務法学研究科 | 実務法学専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 姫路獨協大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 広島修道大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 久留米大学 | 法務研究科 | 法務専攻 | - | 廃止 |
| 私立 | 西南学院大学 | 法務研究科 | 法曹養成専攻 | 20名 | 学生募集停止※ |
| 私立 | 福岡大学 | 法曹実務研究科 | 法務専攻 | 20名 | |

※ (○)は研究大学院と同一の研究科
 ※ 学生募集停止・廃止校を含む74校を対象
 ※ 定員は平成31年度入学者選抜の数値を記載

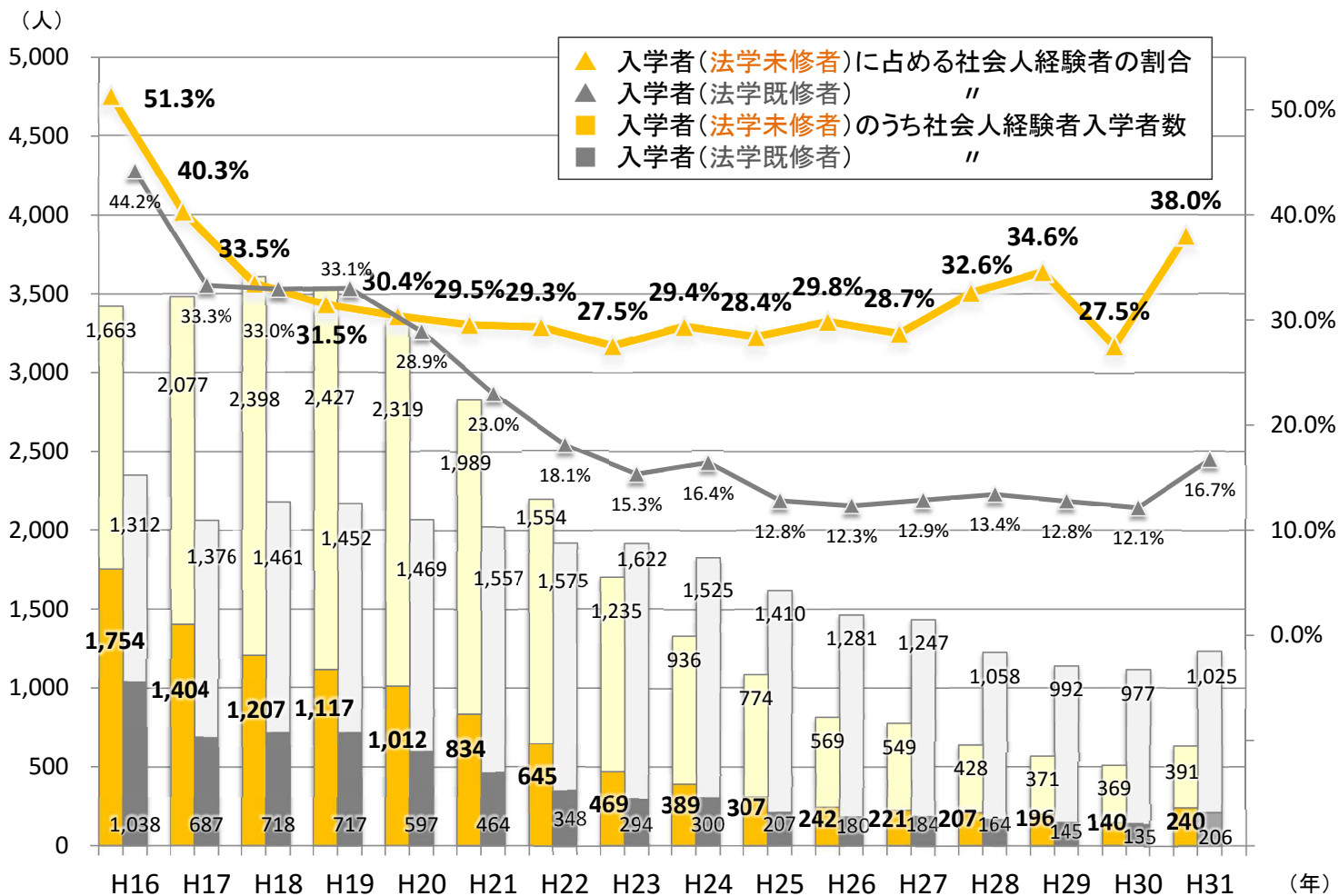
2. 法学未修者について

入学者数の推移(法学系課程関係)



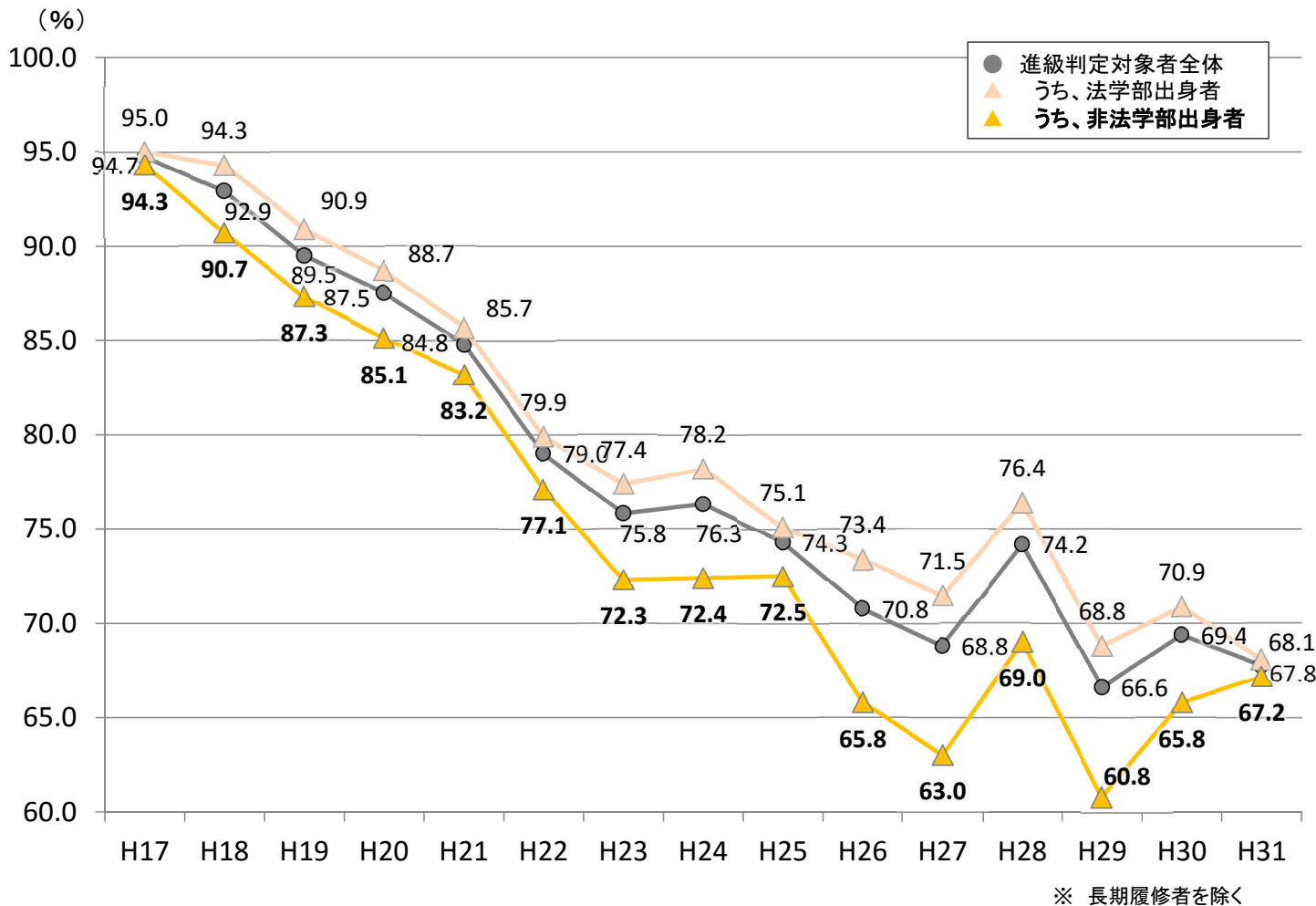
18

入学者数の推移(社会人経験者関係)

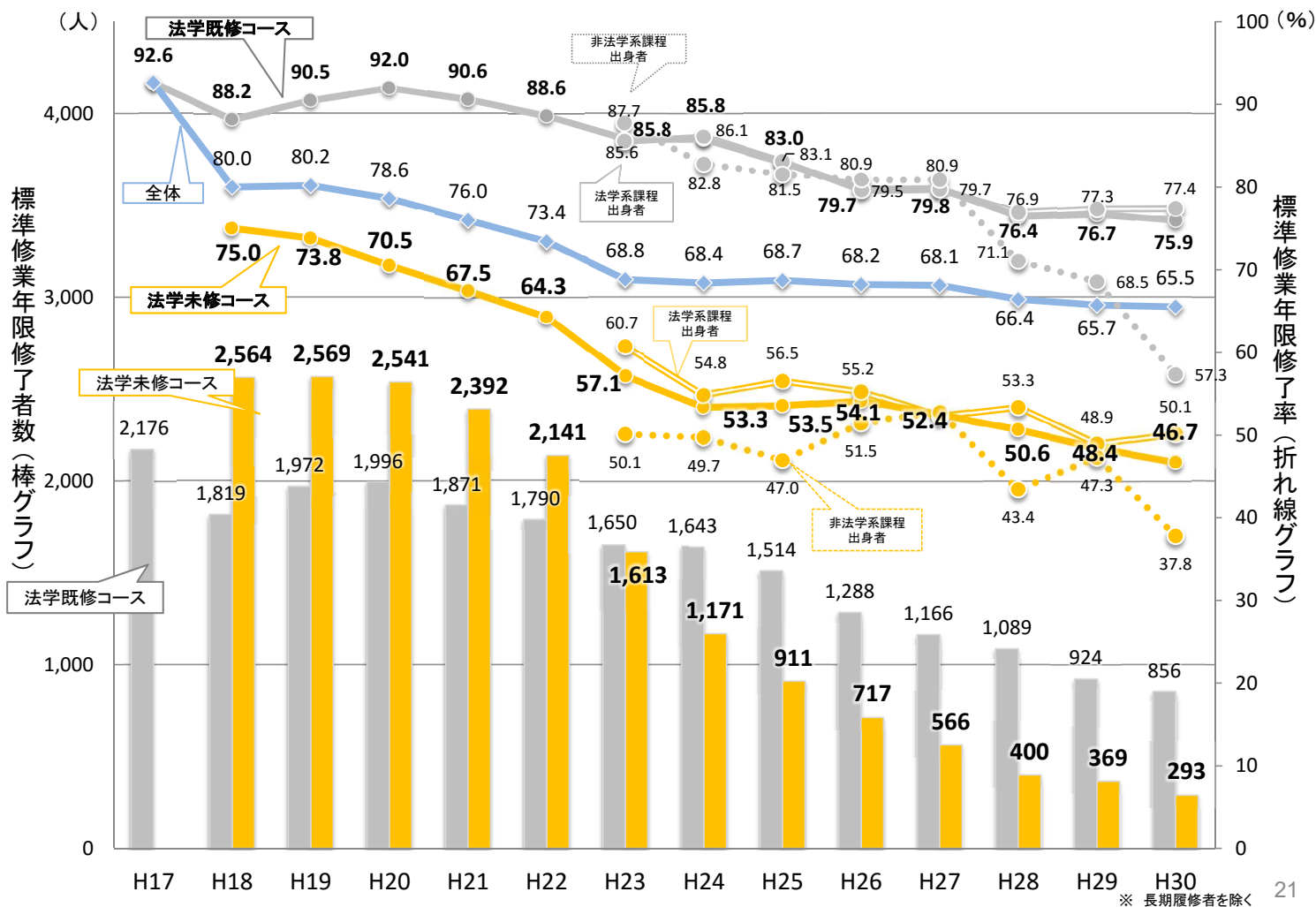


19

進級率の推移(未修1年次から2年次への進級率)



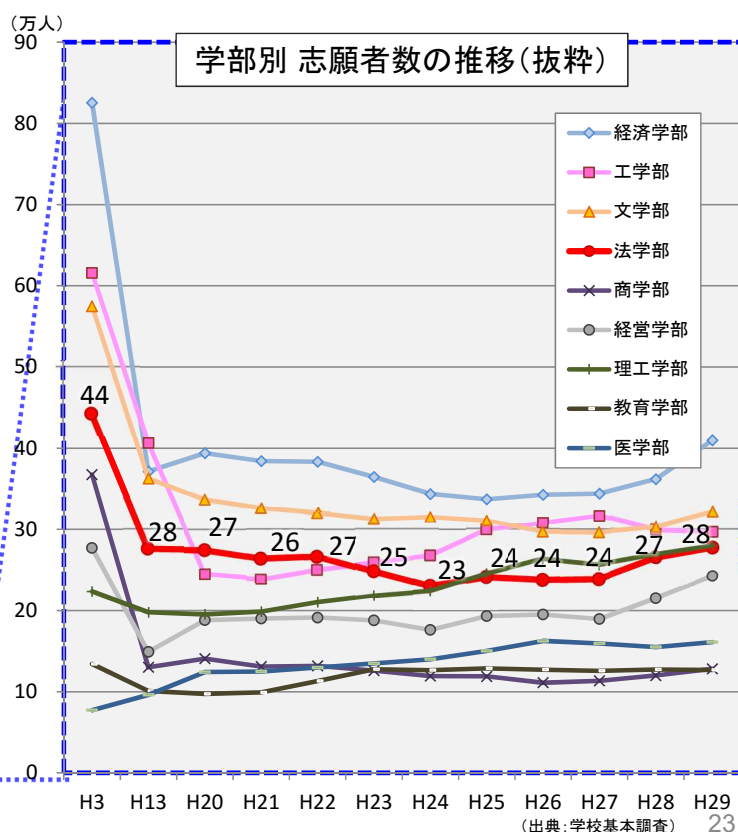
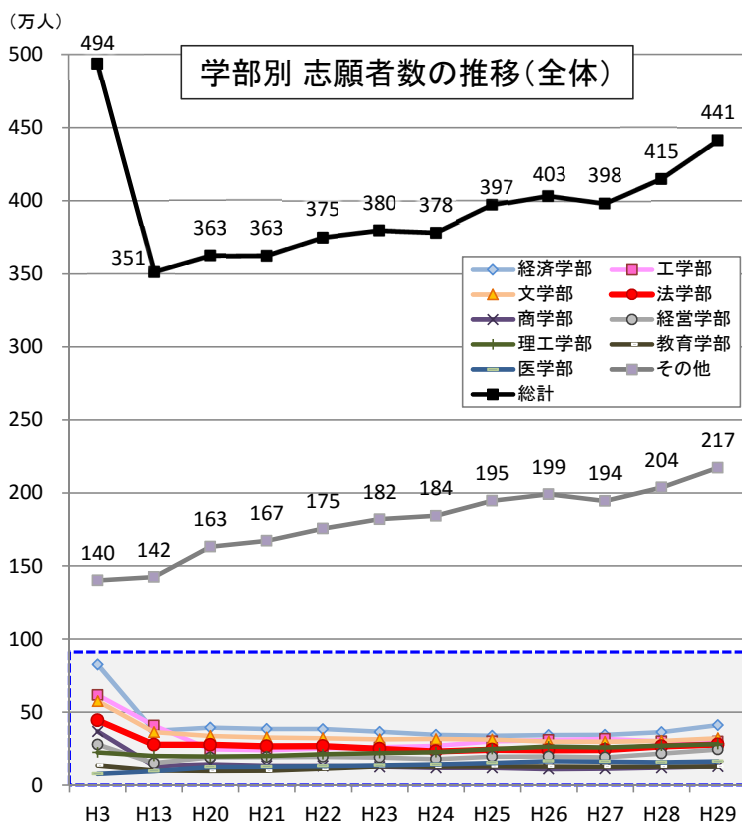
標準修業年限修了者数・修了率の推移



3. 法学部について

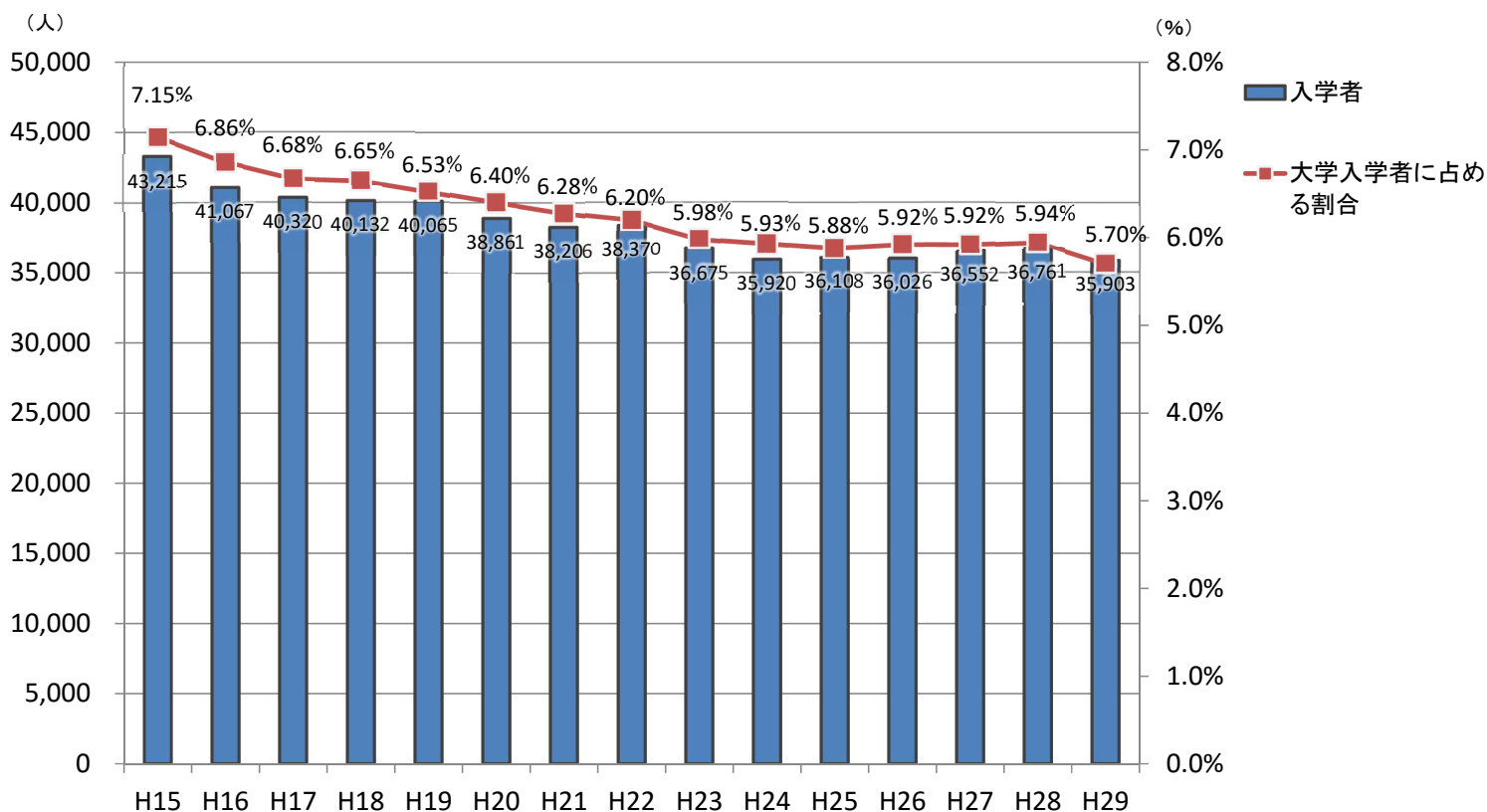
法学部を含む学部別志願者の推移

- 大学全体の志願者数は、大学進学率の上昇等により現在は増加傾向。
 - 法学部をはじめとする主な学部(志願者数10万人以上)の志願者は全体として横ばい傾向。
 - 一方、上記の主な学部以外に新たに設置された学部が増加し、その志願者は増加傾向。
- ※新設された学部の例: 異文化コミュニケーション学部、グローバル教養学部、現代マネジメント学部 等



法学部への入学者の推移

法学部への入学者数、大学入学者に占める割合は平成23年度頃から横ばい。



(出典: 学校基本調査) 24

法学系課程への学士編入学の状況

- 平成28年度の学士編入学者(学士の学位を取得した後、学部2年次以上に編入学した者)の割合は、各学年ともに0.1%以下と低い水準。
- 学士編入学者は、平成22年度以降、減少傾向。

○平成28年度の法学系課程在学者のうち、
学士編入学者である者の数(平成28年5月1日時点)

| 年次 | 在学者数 | 学士編入学者 (在学者数の内数) | 学士編入学者の割合 |
|----|----------|---------------------|-----------|
| 2年 | 37,720人 | 2人 | 0.005% |
| 3年 | 36,502人 | 34人 | 0.09% |
| 4年 | 40,807人 | 36人 | 0.09% |
| 合計 | 115,029人 | 72人 | 0.06% |

【参考】

○平成28年度の医学部医学科在学者のうち、
編入学者である者の数(平成28年5月1日時点)

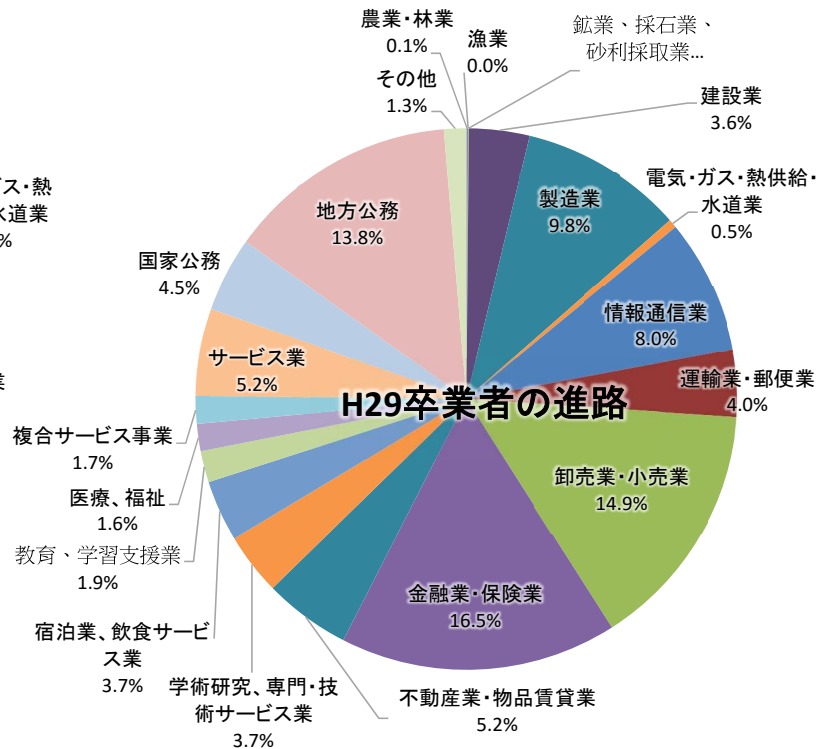
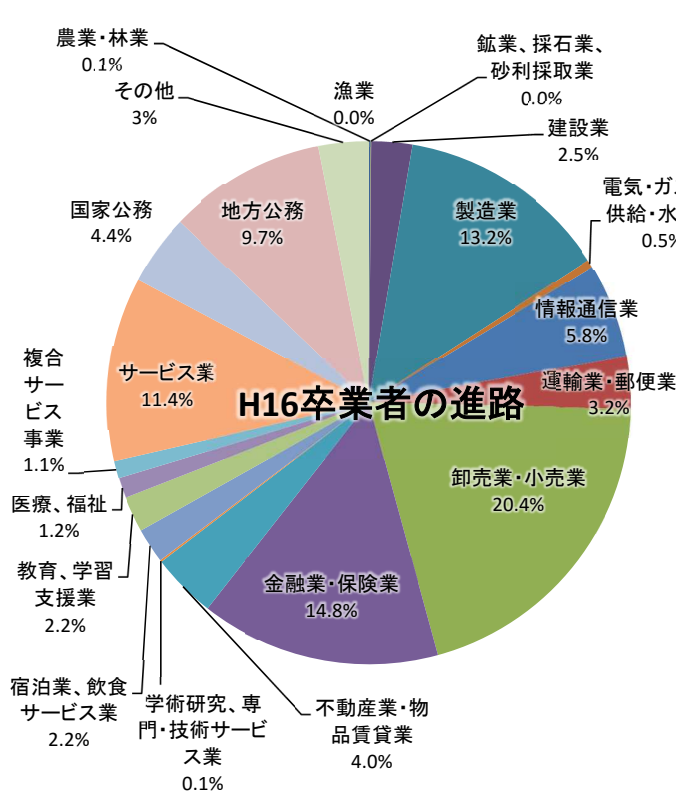
| 年次 | 在学者数 | 編入学者数 (在学者数の内数) | 編入学者の割合 |
|------|-------|--------------------|---------|
| 1-4年 | 9,059 | 216 | 2.3% |

○学士編入学により入学した者の卒業生数とその進路
(平成21年度～平成27年度)

| 卒業年度 | 進学 (法科大学院) | 進学 (法科大学院 以外) | 就職 | その他・不明 | 合計 |
|--------|---------------|---------------------|-----|--------|-----|
| 平成21年度 | 4人 | 4人 | 19人 | 25人 | 52人 |
| 平成22年度 | 5人 | 3人 | 17人 | 36人 | 61人 |
| 平成23年度 | 1人 | 2人 | 12人 | 28人 | 43人 |
| 平成24年度 | 4人 | 1人 | 18人 | 25人 | 48人 |
| 平成25年度 | 1人 | 5人 | 20人 | 17人 | 43人 |
| 平成26年度 | 1人 | 5人 | 13人 | 14人 | 33人 |
| 平成27年度 | 2人 | 4人 | 14人 | 12人 | 32人 |

(文部科学省調べ)

製造業や情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、公務を中心、幅広い分野に人材を輩出。



(出典: 学校基本調査) 26

法学部の在り方について①

「司法制度改革審議会意見書 - 21世紀の日本を支える司法制度 -」(抜粋)

(平成13年6月12日 司法制度改革審議会)

Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度改革

2. 法科大学院

(5) 法学部教育の将来像

法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

現在、全国で93大学に置かれている法学部では、1学年約4万5千人が学んでおり、法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

「法科大学院の設置基準等について(答申)」(抜粋) (平成14年8月5日 中央教育審議会)

3 その他

(3) 法学部教育との関係

法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

(…中略…)

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

「法曹養成制度検討会議・取りまとめ」(抜粋) (平成25年6月 法曹養成制度検討会議)

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(2) 法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

(…中略…) 法学部教育も含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学等の積極的な運用も考える。

「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(抜粋)

(平成26年3月31日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)

2 今後検討すべき改善・充実方策について

(3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

(…中略…)

・法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだものが法科大学院入学者の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。

「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(抜粋)

(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)

III 今後取り組むべき改善・充実方策

3 優れた資質を有する志願者の確保について

特に優れた資質を有すると認められる学部学生については、その習熟度に応じて、学部3年修了後、飛び入学制度を活用して、法学未修者コースだけでなく、2年の法学既修者コースに入学させ、法曹として必要な学識や応用能力等を効果的かつ効率的に身に付けることを可能にすることなど、法曹になるための時間的負担の軽減にも配慮した取組を促進すべきである。その際、学部教育と法科大学院教育の円滑な接続に配慮した教育課程上の連携を図ることにより、早期卒業制度の活用をも含め、高等教育における5年一貫の法曹養成教育を確立・充実させることに向けた検討も重要と考える。

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(抜粋)

(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)

第3 法科大学院 2 具体的方策

(3) 経済的・時間的負担の軽減

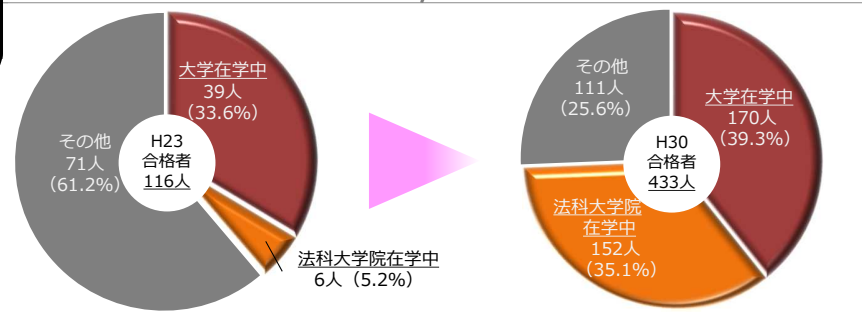
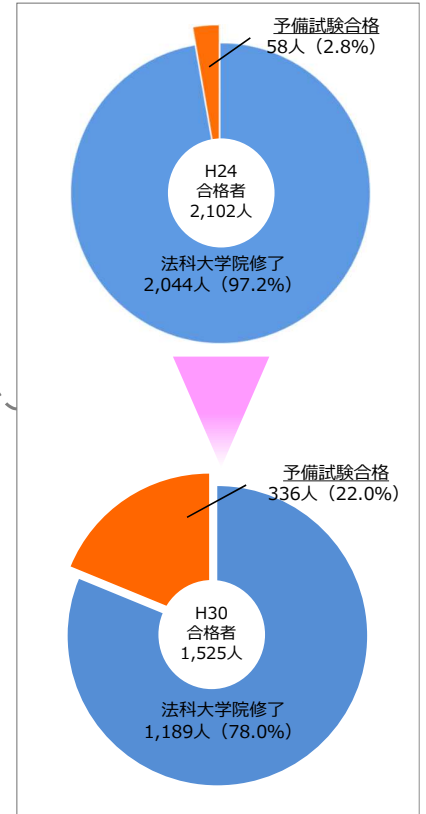
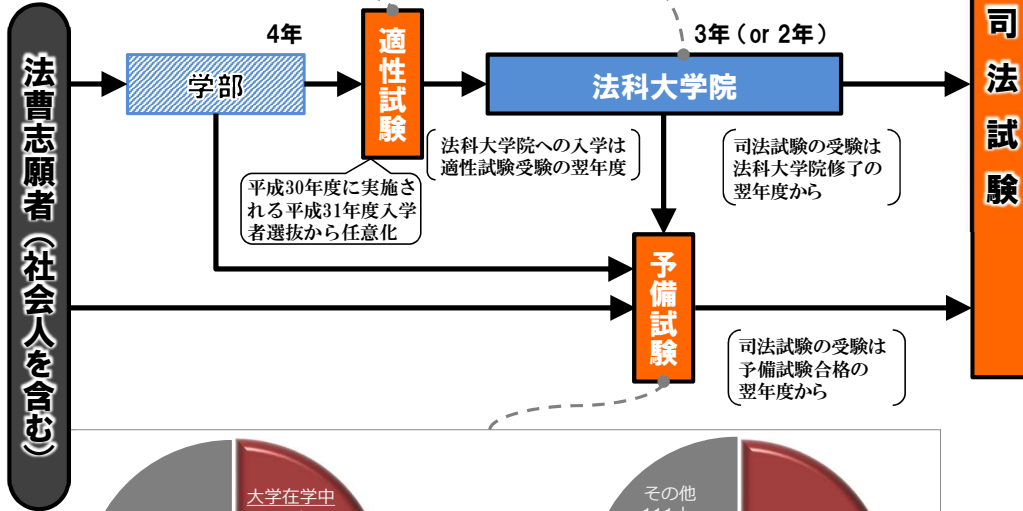
文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

4. 予備試験について

司法試験受験資格の取得方法に関する俯瞰図

| | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
| 志願者 | 24,014 | 22,927 | 18,446 | 13,924 | 11,450 | 10,370 | 8,278 | 8,160 | 8,058 |
| 入学者 | 4,122 | 3,620 | 3,150 | 2,698 | 2,272 | 2,201 | 1,857 | 1,704 | 1,621 |
| 修了者 | 4,535 | 3,937 | 3,459 | 3,037 | 2,511 | 2,190 | 1,872 | 1,622 | 1,456 |

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 実受験者 | 7,249 | 5,967 | 4,945 | 4,091 | 3,621 | 3,286 | 3,086 |



予備試験合格者は年々増加している上、現在では予備試験合格者の多くが学部または法科大学院在学中となっている
※属性は試験出願時の自己申告によるもの

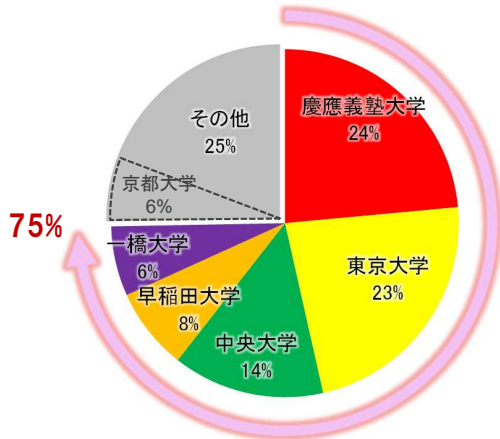
予備試験資格による司法試験合格者は年々増加しており、全体の約22%を占めるまでになっている

(各データは平成30年11月現在) 32

平成30年予備試験合格者の実態

- 出願時、学部在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。
- 出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約7割を占める。

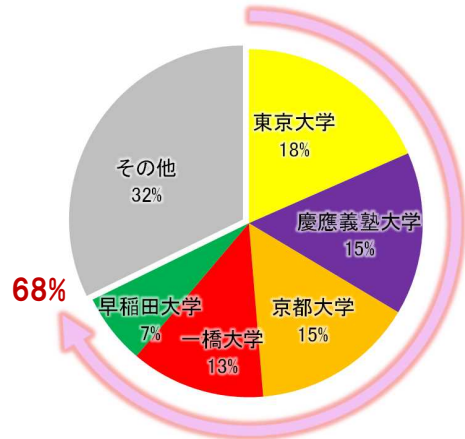
出願時、学部在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布



| 大学名 | 合格者数(人) |
|-----------|---------|
| 慶應義塾大学 | 40 |
| 東京大学 | 39 |
| 中央大学 | 24 |
| 早稲田大学 | 13 |
| 一橋大学・京都大学 | 11 |
| その他(12校) | 32 |
| 合計 | 170 |

※一橋大学と京都大学は合格者11人であり同数となっているが、上位5校で集計・分析する便宜上、このような記載としている。

出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布

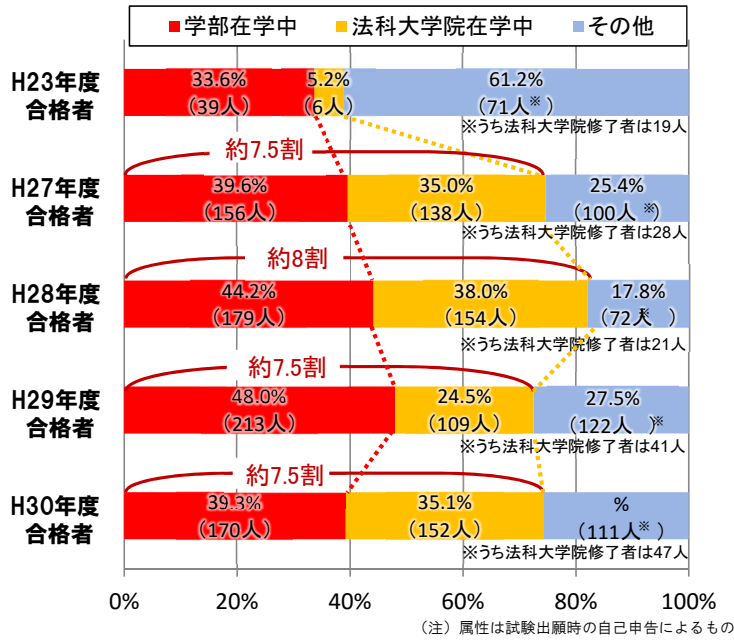


| 大学名 | 合格者数(人) |
|----------|---------|
| 東京大学 | 28 |
| 慶應義塾大学 | 23 |
| 京都大学 | 23 |
| 一橋大学 | 19 |
| 早稲田大学 | 10 |
| その他(23校) | 49 |
| 合計 | 152 |

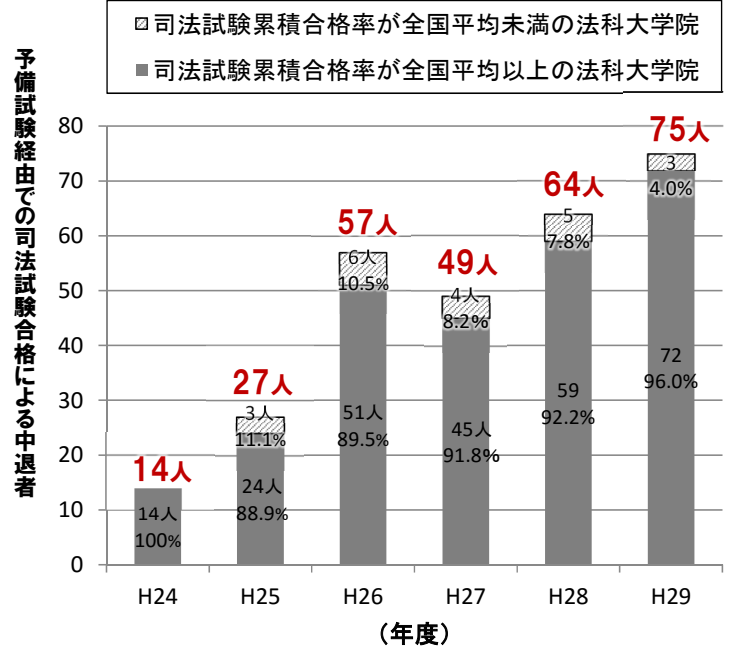
※法務省提供データに基づき作成

予備試験の現状

◎ 予備試験の合格者に占める学部生の割合は増加
法科大学院生も含めた割合は約7.5～8割の高水準で推移



◎ 司法試験 合格率の高い法科大学院において、予備試験・司法試験合格による中退者が増加している



(参考:法曹養成制度改革推進会議決定 第4 司法試験 1 予備試験(抄))

予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。